



発行 東京都

目次

告示

公告

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四
- 開発行為に関する工事を完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二一五件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

告示

●東京都告示第千二百三十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき赤坂九丁目北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

- 平成二十七年八月十日
東京都知事 舛 添 要 一
- 一 組合の名称
赤坂九丁目北地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十五年十二月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区
港区赤坂九丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
港区赤坂九丁目六番四十四号
平成二十五年十二月二十七日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
平成二十七年八月十日

●東京都告示第千二百三十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月十日

東京都知事 舛 添 要 一

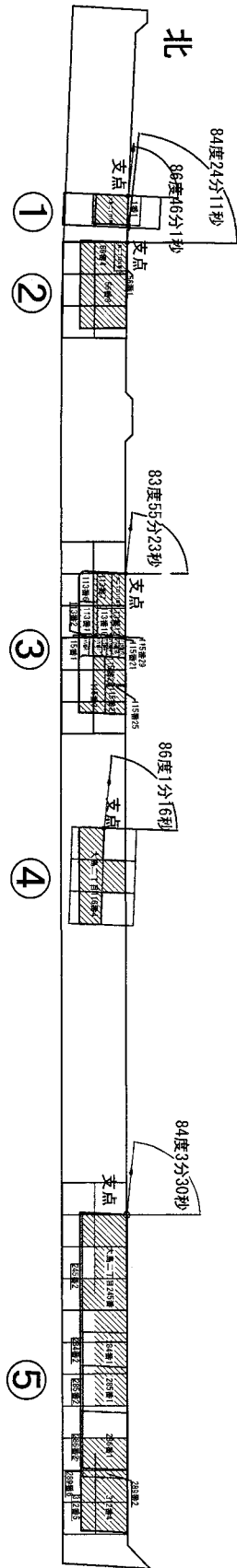
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区大島二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

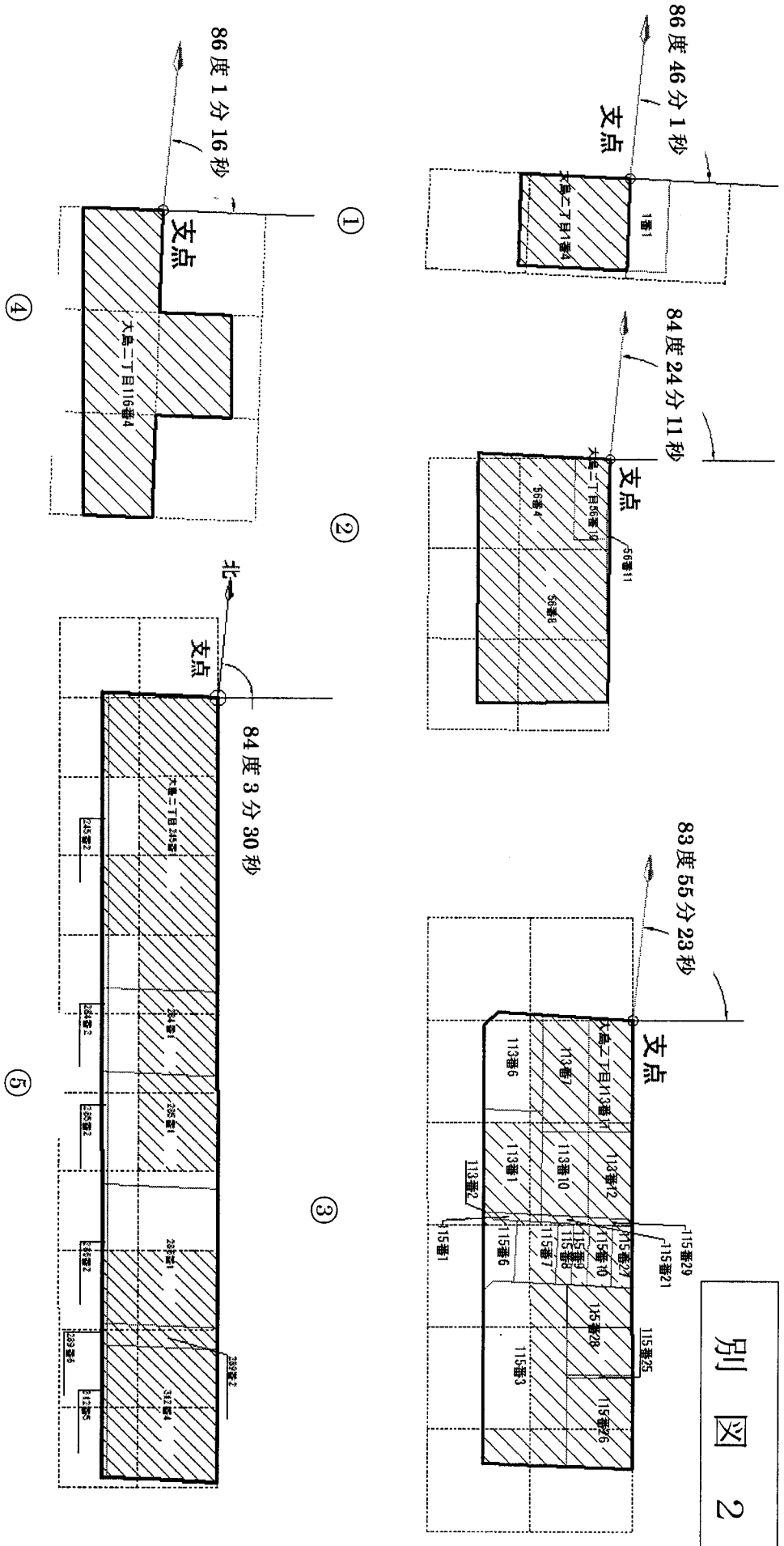
江東区大島二丁目

別図 1



※①～⑤の拡大図は別図2のとおり

別図 2



番号	支点	格子の回転角度
①	江東区大島二丁目1番4の最北端とする。	86度 46分 1秒
②	江東区大島二丁目56番10の最北端とする。	84度 24分 11秒
③	江東区大島二丁目113番1の最北端とする。	85度 55分 23秒
④	江東区大島二丁目116番4の最北端とする。	86度 1分 16秒
⑤	江東区大島二丁目245番2の最北端とする。	86度 3分 30秒

格子の回転角度は、支点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた線
 並びにこれらと平行して10m間隔
 で引いた線により構成されている
 格子を、支点を中心として、右回り
 に回転させた角度を示す。

凡例

- : 敷地境界
- : 筆境界
- : 単位区画
- : 形質変更時要届出区域

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シニアふれあい練馬
- 三 代表者の氏名
山本 雄一
- 四 主たる事務所の所在地
東京都練馬区貫井一丁目十三番十六一〇二号
- 五 定款に記載された目的
本法人は、練馬の地域を中心として、シニア世代の人的資源を生かして、シニアの地域社会における自立生活と福祉を自らの問題として捉え、高齢者や障害を持つ人々に対して広く福祉に関する事業を行うとともに、シニア世代に対する生きがい・文化事業を推進します。このような事業を推進することを通じ、助けあい・ふれあ

いのある住みやすい地域社会づくりに貢献することを目的とします。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フットルース
- 三 代表者の氏名
志子田 悦郎
- 四 主たる事務所の所在地
東京都大田区矢口一丁目五番四号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある者となない者の対等な関係をめざし、自ら選んだ地域で共に生きる社会の建設をめざす。そのため、介護や設備や様々な工夫を必要とする人となをを支える人となに対して地域で自立した生活をおくるための啓発と実習、ならびに支援事業を行い、さらに国際レベルの交換プログラムなどの障害のある者となない者の対等な関係に関する普及啓発事業等を行うことよって、あらゆる領域で人間の価値を障害のあるなしで判断したりされたりすることなく、障害のある者となない者とな等に向きあえる豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日韓交流祭り協会

三 代表者の氏名
佐々木 幹夫、鄭 進

- 四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区四谷四丁目三番地 エクシーナ四谷四〇
- 一
- 五 定款に記載された目的
本協会は、国籍に係りなく多くの市民を中核として、韓日間の相互理解のために毎年、文化交流イベントを定期的に開催することで、両国の交流及び友好親善関係の促進、文化の相互普及・発展・向上に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン
- 三 代表者の氏名
滝沢 智
- 四 主たる事務所の所在地
東京都墨田区本所三丁目十五番五号 ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA二〇一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、水の供給や衛生状況の改善、保健衛生に関する助言を行うことを通して、世界各地の貧困と困窮を軽減すること、また、このような貧困と困窮の実態や原因、影響について、広く一般市民に伝えることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ハンドベル連盟

三 代表者の氏名

日野原 重明

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区音羽一丁目二十二番十八号 アルス音羽

II一九〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、キリスト教の愛と奉仕の精神に基づき、広く一般市民に演奏会や講習会等によってハンドベルを紹介・普及すること、協力と協調を重んじるハンドベルによる音楽を通して青少年の健全育成や、障がい者および高齢者等の心身機能の向上、また世代を超えた協調を推進すると共に、国際的な交流を図ることで、心豊かな社会と平和な世界の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年八月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

昭島市宮沢町二丁目二百五十八番一、同番十八及び同番十九
立川市羽衣町三丁目十番十二号
近代建物株式会社
代表取締役 新藤 幸男

青梅市今寺三丁目三百六十一番一、同番一地先、三百六十二番、同番地先及び三百六十三番
西東京市北原町三丁目二番二十二号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十七年八月十日

平成二十七年八月十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名 志村3丁目駅前ショッピングセンター

二 店舗所在地 板橋区志村三丁目二十六番四号

三 設置者名 フロンティア不動産投資法人

四 意見

ア 聴取者 板橋区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年七月二十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年八月十日から同年九月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。

ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十七年八月十日

平成二十七年八月十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名 (仮称)ドン・キホーテ板橋志村店

二 店舗所在地 板橋区志村三丁目三十二番十六号

三 設置者名 志村産業株式会社

四 意見書

ア 提出者及び住所 団体 板橋区

イ 概要 (ア) 営業時間を午前十時から午後十時までに制限すること。

(イ) 五階駐車場は、午後八時から営業開始時間まで利用禁止とすること。

(ウ) 五階駐車場からマンションへの車のライトによる光害防止策を講ずること。

(エ) 周辺道路への違法駐車防止を徹底すること。

(オ) 騒音を発する改造車等の乗り入れを禁止すること。

(カ) マンションと店舗の間の一方通行道路に、利用者が違法駐車しないよう徹底管理すること。

ウ 収受日

平成二十七年七月二十四日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十七年八月十日から同年九月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

(キ) 館内音楽は外部に漏れないようにすること。

(ク) 店先スペースを活用した販売は控えること。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号
113-0001

